

平成26年度
法学部ハンドブック
(学生便覧)

広島大学法学部

Faculty of Law

HIROSHIMA University

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

法学部の理念・目標

本学部の学部教育の理念は、健全な社会的関心と「リーガル・マインド」すなわち法的素養を備えた人材を社会に送り出すために、多様な分野で応用できる基礎力として、次の3つの力を養成することです。すなわち（1）幅広い視野で社会問題を発見する力、（2）法制度の体系的理解に基づいて問題を分析する力、（3）論理的思考の下で具体的解決を提案する力、の3つです。

誰であれ、大学の卒業生は、完成された個人として社会と関わりをもち、しばしば、広範な利害を適切に調整することが求められます。その際、法学部卒業生に求められるのは、ただ力関係だけを考え、あるいは無原則的に（権力、財力をもっているかどうかによって）判断するのではなく、他者への理解を踏まえた、自立した個人として行動することです。

本学部は、ここに学ぶ学生諸君が、法学を中心とした幅広い知見を習得して、社会に貢献できる資質を身につけることを目標としています。

広島大学学期区分

期	期 間	区 分
前期	4月 1日～ 4月 8日	春季休業
	4月 9日～ 7月31日	授 業
	8月 1日～ 9月30日	夏季休業
後期	10月 1日～12月23日	授 業
	11月 5日	創立記念日
	12月24日～ 1月 7日	冬季休業
	1月 8日～ 2月11日	授 業
	2月12日～ 3月31日	学年末休業

授 業 時 間

(東広島キャンパス)

時限	時 間
1	8:45～ 9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

(東千田キャンパス 昼間授業時間帯)

時限	時 間 双方向授業
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

(東千田キャンパス 夜間授業時間帯)

1	18:00～18:45
2	18:45～19:30
3	19:40～20:25
4	20:25～21:10

(東広島キャンパス事務執務時間)

月曜日～金曜日

8時30分～17時15分まで

学生支援室（法学部・経済学部）

(Tel082-424-7215)

〒739-8525 東広島市鏡山 1-2-1

(東千田キャンパス事務執務時間)

月曜日～金曜日

12時30分～21時15分まで

東千田地区学生支援室

(Tel082-542-6998)

〒730-0053 広島市中区東千田町 1-1-89

法学部ハンドブック（学生便覧）について

1. このハンドブック（学生便覧）は、平成26年度法学部入学生を対象とする大学・学部の諸規程，教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. このハンドブック（学生便覧）は前半に，全学部に通じた到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」及び教養教育に関する履修上の注意事項を記載し，後半に，法学部の教育課程，履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
3. 平成26年度入学生は，卒業するまでこのハンドブック（学生便覧）に従って履修等を行わなければならないので，紛失しないよう大切に扱ってください。

注意事項

伝達・連絡事項は「もみじ」の電子掲示板と学部の掲示板により行いますので，**掲示板を1日に1度は必ず見てください**。掲示板を見なかったために思いもかけぬ不利益が生ずる場合がありますので注意してください。

なお，「学部の掲示板」の位置は，社会科学研究科(法学部・経済学部)建物配置図（昼間コースは建物1・夜間主コースは建物4）を参照ください。

法 学 部 の 沿 革

以下は、法学部の歴史を、その前身も含めて年代順に列記したものである。

昭和 2 4 年（1 9 4 9） 広島大学創設と共に法学部の前身たる政経学部（政経学科）設置

昭和 2 5 年（1 9 5 0） 政経学部に第二部政経学科を設置

昭和 3 2 年（1 9 5 7） 政経学部を広島市江波町から広島市東千田町に移転

昭和 3 4 年（1 9 5 9） 政経学部に政治経済学専攻科を設置

昭和 4 0 年（1 9 6 5） 政経学部政経学科・第二部政経学科を政経学部法律政治学科・経済学科・同第二部に改組

昭和 4 7 年（1 9 7 2） 大学院法学研究科（修士課程）を設置
政治経済学専攻科を廃止

昭和 5 2 年（1 9 7 7） 政経学部を分離改組し、法学部・経済学部及び同第二部を設置
（政経学部の廃止は昭和 6 3 年）

昭和 6 1 年（1 9 8 6） 大学院法学研究科（修士課程）・大学院経済学研究科（修士課程）等を改組し、大学院社会科学研究科（博士課程）を設置

平成 7 年（1 9 9 5） 東広島市に移転
法学部・同第二部を改組し、昼間コース・夜間主コース（東千田地区）を設置

平成 1 6 年（2 0 0 4） 大学院社会科学研究科の改組・部局化

広島大学歌

広島大学選定

広島大学教育学部音楽科

歌詞

作曲

1

光あり
遠き山なみ 輝きて
新たなる日は ひらけたり
ああわれら
はてなき空に かたちなす
真をぞ きはめん望みなり

2

流あり
古き歴史は 七筋に
わかれてとはに 伝へたり
ああわれら
移らふ時に かはらざる
善きをこそ 努めん集ひなり

3

緑あり
つよき不死の樹 広ごりて
葉末は風に そよぎたり
ああわれら
明るき道に 影しるす
美しきもの 求めん願ひなり

目 次

到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について ハイプロ 1～27

教養教育について 教養 1～51

専門教育

1. 広島大学法学部細則 専門 1
2. 広島大学法学部教育課程履修細則 専門 5
3. 履修登録・期末試験・学業成績について 専門 17
 - 履修登録期間及び履修方法 専門 17
 - 試験（受験者心得含む） 専門 17
 - 成績 専門 17
 - 追試験 専門 18
 - 履修単位の上限解除及び早期卒業制度について 専門 18
 - その他 専門 18
4. 教育職員免許状の取得について 専門 19
5. 単位互換制度について 専門 25
 - 放送大学との単位互換について 専門 25
 - 教育ネットワーク中国単位互換制度における単位認定について 専門 25
6. 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」による履修
（早期履修）制度について 専門 26

諸規則

1. 広島大学通則 規則 1
2. 広島大学学生交流規則 規則 16
3. 広島大学学位規則 規則 20
4. 広島大学授業料免除及び猶予規則 規則 26
5. 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則 規則 30
6. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則 規則 32
7. 広島大学転学部の取扱いに関する細則 規則 34
8. 広島大学科目等履修生規則 規則 36
9. 広島大学学生表彰規則 規則 39
10. 広島大学学生懲戒指針 規則 41
11. 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ） 規則 45
12. 広島大学学生生活に関する規則 規則 47
13. 広島大学学生証取扱細則 規則 49

14. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 51
15. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 53
16. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ) 規則 55	
17. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 58
18. 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 59
19. 広島大学研究生規則	規則 60
20. 広島大学外国人研究生規則	規則 62
21. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 65
22. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 67
23. 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則 71
24. 学業に関する評価の取扱いについて	規則 74
25. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 76

学生生活

1. 掲示及び連絡方法等について	生活 1
2. 学生証及び住所等変更届について	生活 1
3. 各種願出・届出について	生活 2
4. 通学方法について	生活 3
5. 交通事故防止について	生活 3
6. 講義室等の使用について	生活 4
7. 遺失物・拾得物について	生活 4
8. 防犯等への注意	生活 4
9. 「広島法学」の配付	生活 4
10. 法学部・経済学部資料室利用の手引き	生活 5
11. 事件・事故発生時の対応について	生活 6

社会科学研究科（法学部・経済学部）建物配置図

1. 東広島キャンパス	建物 1
2. 東千田キャンパス	建物 3

專 門 教 育

1. 広島大学法学部細則

平成 16 年 4 月 1 日

学 部 長 決 裁

(平成 23 年 3 月 19 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 広島大学法学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。), 広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、本学部教授会(以下「教授会」という。)がこれを定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、健全な社会的関心と一定の法的素養(リーガルマインド)を備えた人材を社会に送り出すために、多様な分野で応用できる基礎力として次の 3 つの力を養成することを目的とする。

(1)幅広い視野で社会問題を発見する力

(2)法制度の体系的理解に基づいて問題を分析する力

(3)論理的思考の下で具体的解決を提案する力

(学科)

第 3 条 本学部に、次の学科を置く。

法学科

(学科目)

第 4 条 本学部の学科に、次の学科目を置く。

法 学

政治学

社会学

(コース)

第 5 条 本学部法学科に、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

2 学生は、前項に規定するコースのいずれかに所属するものとする。

(教育課程)

第 6 条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

コース名	主専攻プログラム名
昼間コース	公共政策プログラム
	ビジネス法務プログラム
夜間主コース	法政総合プログラム

3 教育課程の履修基準は、別に定める法学部教育課程履修細則(以下「履修細則」という。)による。

(授業科目及び履修方法)

第 7 条 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則の別表に掲げるとおりとする。

2 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、履修細則の別表のとおりとする。ただし、必要に応じて、別表に掲げる以外の授業科目を教授会の議を経て、開設することができる。

3 本学部で開設する授業科目の単位数は、履修細則の別表で定めるもののほか、教授会が定める。

(単位数の計算の基準)

第8条 本学部で開設する授業科目の単位数は、15時間の授業をもって1単位とする。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第9条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第10条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の単位数については、別に定める。

(主専攻プログラムの登録)

第11条 学生は、第6条第2項に規定する所属するコースの主専攻プログラムのうちから一つを選択し、登録するものとする。ただし、夜間主コースに所属する学生を除く。

2 前項の登録の時期は、第1年次終了時とする。

3 第1項の規定にかかわらず、本学部の他のコースの主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、第21条に規定する転コースの許可を得なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、他の学部の主専攻プログラムを選択し、登録しようとする者は、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

5 主専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、別に定める。

(履修単位の上限)

第12条 通則第20条の規定により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1学期に登録することができる単位数の上限は、原則として、24単位とする。ただし、夜間主コースの学生で特別の理由があるもの、又は4年次以上の学生についてはこの限りでない。

2 前項に定める単位数を、別に定める基準により、優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、申請により、次学期に上限を超えて28単位まで履修登録することができる。

3 前2項に定める単位には、夏季及び冬季期間中の集中講義の単位及び教職に関する科目の単位は含めない。

(履修手続)

第13条 学生は、毎学期指定する期日までに当該学期に履修しようとする授業科目について所定の手続をしなければならない。

(試験)

第14条 学生は、前条に規定する手続をした授業科目に限り、その試験を受けることができる。

2 試験は、当該授業の終了した学期末に行う。ただし、学期の途中で授業の終了した授業科目については、学期末以前に行うことがある。

3 追試験は、病気その他やむを得ない事情により試験を受けられなかった場合に限り行うことがある。

4 追試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平均評価点)

第15条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点(GPA:Grade Point Average)によって行う。

平均評価点＝(秀の単位数×4＋優の単位数×3＋良の単位数×2＋可の単位数×1)／(総登録単位数×4)×100

(到達度の評価)

第 16 条 通則第 19 条の 5 に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への達成度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、教育プログラムの到達目標に示す「知識・理解」及び「能力・技能」について行い、別に定める評価基準に到達している場合は、「非常に優れている」、「優れている」及び「基準に達している」の 3 段階で評価を行う。

(修得単位数の少ない学生への履修指導)

第 17 条 指導教員は、修得単位の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(卒業資格及び早期卒業)

第 18 条 本学部を卒業するためには、在学期間中に、履修細則に定める科目を履修し、124 単位以上を修得しなければならない。

2 卒業の要件として修得すべき単位を、別に定める基準により、優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、申請により、修業年限 3 年以上で卒業することができる。

(教員免許)

第 19 条 学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の普通免許状授与の所要資格を取得することができる。

学科	免許状の種類	免許教科の種類
法学科	高等学校教諭一種免許状	公 民

2 前項の授業科目及び履修方法等については、別に定める。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第 20 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(転コース)

第 21 条 本学部学生で転コースを希望する者については、教授会の議を経て、学部長が許可することがある。

2 転コースを願い出る者は、1 年以上在学していなければならない。

(登録プログラムの変更)

第 22 条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、本学部の他のコースの主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、前条に規定する転コースの許可を得なければならない。

3 第 1 項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(休学)

第 23 条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

第 24 条 学生は、休学期間の短縮をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 25 条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(学士入学)

第 26 条 大学の学部を卒業した者又は独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者で、本学部で学士入学を希望するものについては、選考の上、入学を許可することがある。

第 27 条 学士入学を許可された者の履修すべき授業科目及び単位については、履修細則によるものとする。

(再入学)

第 28 条 再入学を希望する者については、当該年次に欠員がある場合に限り、入学を許可することがある。

(編入学)

第 29 条 編入学については、広島大学編入学規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号)による。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学法学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 19 日一部改正)

1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学法学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

広島大学法学部細則第 12 条第 2 項、及び第 18 条第 2 項の規程による基準(平成 14 年 4 月 1 日施行)

1. 次学期に上限を超えて履修登録することができる基準

当該学期に 24 単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が 80%以上の場合。

2. 早期卒業認定のための基準

総修得単位のうち、秀及び優の単位の比率が 90%以上の場合。

2. 広島大学法学部教育課程履修細則

平成 16 年 3 月 4 日
学 部 制 定
(平成 25 年 1 月 16 日一部改正)

基本方針

- 1 法学部の学部教育の理念は、健全な社会的関心と一定の法的素養(リーガルマインド)を備えた人材を社会に送り出すために、多様な分野で応用できる基礎力として三つの力(①幅広い視野で社会問題を発見する力、②法制度の体系的理解に基づいて問題を分析する力、③論理的思考の下で具体的解決を提案する力)を養成することである。
この理念を実現するために、法学部では、法学・政治学・社会学分野の専門教育科目及び教養教育科目を提供するとともに、これらと有機的に関連する諸分野の科目履修を可能とし、学生の自主性を尊重しつつ、自由闊達な気風のもとに4年間一貫の学部教育を行う。
- 2 昼間コースでは、4年間一貫教育をより確実なものとするために、平成16年度より新たに公共政策とビジネス法務という二つのプログラムを設けて、志望にふさわしい科目群を編成した。学生は学部共通の導入教育を受けて、自己の目的意識を明確にし、その選択に基づいて、どちらかのプログラムに従って勉学することが求められる。とはいえ、プログラムの枠内にも選択の幅があり、学生の自主性は尊重され、たとえば、大学院に進学して法曹や研究者を目指したい学生はそれにふさわしい科目を選択できる。昼間コースでは、このような課程を経ることで、確固たる目的意識を持って(解決策の)選択を積み重ねられる人材になってほしいと考えている。
昼間コースでは、卒業に必要な単位数を124単位とする。そのうち専門教育科目については78単位、教養教育科目についてはその科目区分に従って34単位を必ず履修するものとし、残りの12単位は「自主選択枠」の単位とする。学生は、各自の知的関心と必要性に応じて、かつ総合大学である広島大学の利点を生かし、「自主選択枠」を有効に活用することが期待される。
- 3 夜間主コースでは、授業時間帯の制限により履修可能なコマ数が少なく、また、勤労学生の教育や社会人の生涯学習の場としての特質にふさわしいよう従前からの柔軟な履修基準を確保しつつ、平成18年度入学生より、新たに法政総合プログラムを設けた。柔軟な履修基準の一例として、教養教育については外国語科目の要修得単位数の減、専門教育については「自主選択枠」の拡大による幅広い科目履修の確保等、柔軟に履修できるよう配慮している。
夜間主コースでは、卒業に必要な単位数を124単位とする。そのうち専門教育科目については72単位、教養教育科目についてはその科目区分に従って30単位を必ず履修するものとし、残りの22単位は「自主選択枠」の単位とする。学生は、各自の知的関心と必要性に応じて、かつ総合大学である広島大学の利点を生かし、「自主選択枠」を有効に活用することが期待される。

第1 昼間コース

I 履修基準

1. 昼間コースの学生の卒業要件単位数は、次のとおりとする。

教養教育科目	34単位
専門教育科目	78単位
自主選択枠	12単位
	124単位

2. 履修単位の上限

- (1) 1学期に履修登録をすることができる単位数の上限は24単位とする。ただし、4年次以上の学生についてはこの限りでない。
- (2) 別に定める基準（次ページ「*1」参照）により、優秀な成績をもって修得したと認められる場合には、申請により、次学期に28単位まで履修登録をすることができる。
- (3) 夏季及び冬季休業期間中の集中講義の単位、教職に関する科目、放送大学及びインターンシップの単位は、(1)及び(2)に定める単位には含めない。

3. 教養教育科目（公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム共通）

次の区分に従って、それぞれ定められた単位を修得しなければならない。

区分	科目区分			要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター (注1)	
教養教育科目	教養 コア科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	1セメ	
		平和科目		2		2	選択必修	1セメ	
		パッケージ別科目(注2)		6	選択したパッケージから	2	選択必修	1セメ	
	共通科目	外国語 科目 (注3)	英語	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	1セメ
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	2セメ			
			英語 (注4)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	1セメ	
					コミュニケーションⅠB	1			
					コミュニケーションⅡ (注4)	コミュニケーションⅡA		1	2セメ
						コミュニケーションⅡB		1	
			上記4科目から2科目以上						
			コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修	3セメ 及び 4セメ	
					コミュニケーションⅢB	1			
					コミュニケーションⅢC	1			
					上記3科目から2科目				
		初修外国語 (ドイツ語,フランス語,スペイン語, ロシア語,中国語,韓国語, アラビ ア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	1セメ		
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		2セメ		
		情報科目(注5)(注7)		(0)	情報活用基礎	2	自由選択	1セメ	
		領域科目(注7)		8	全ての領域から	1又は2	選択必修	1セメ	
		健康スポーツ科目(注6)(注7)		(0)		1又は2	自由選択	1セメ	
	基盤科目			4	法学基礎	2	選択必修	1セメ	
					刑事法原論	2		2セメ	
					政治学基礎	2		1セメ	
					社会学基礎	2		2セメ	
	計			34					

注1: 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: パッケージ別科目については、要修得単位数を超えて修得した単位は卒業要件単位に算入することができない。

注3: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、法学部ハンドブックの教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注4: コミュニケーションⅠ及びⅡは、異なる記号（ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB）の4科目を履修することが望ましい。ただし、再履修となった場合は、特例として、同一記号（ⅠA等）の科目を最大3単位まで履修することができる。

注5: 情報科目は、「情報活用基礎」に限り、自主選択枠の単位として2単位まで卒業要件単位に算入することができる。

注6: 健康スポーツ科目は、実習科目又は講義科目のいずれか又は両方から、自主選択枠の単位として4単位まで卒業要件単位に算入することができる。

注7: 教育職員免許状を取得する場合は、「日本国憲法」2単位、情報科目2単位及び健康スポーツ科目2単位を修得する必要がある。

4. 専門教育科目

- (1) 法学部が開設する専門教育科目（別表に掲げる科目及び法学部細則第7条第2項ただし書に係る科目）のうちから、78単位を必ず履修しなければならない。
- (2) 「履修年次」は、定められた年次以上の学生が履修できることを示す。
- (3) 特講その他別表で定める以外の授業科目を開設する場合、その単位数及び履修年次は、その都度教授会で定める。

5. 自主選択枠

下記の授業科目を履修した場合は、12単位まで卒業要件単位に算入することができる。

- (1) 教養教育科目のうち、要修得単位数として定められた単位数を超えて修得した単位。
ただし、健康スポーツ科目は4単位を限度とする。パッケージ別科目については要修得単位数を超えて修得した単位は卒業要件単位に算入することができない。
- (2) 専門教育科目のうち、78単位を超えて修得した単位。
- (3) 他学部の専門教育科目を履修して修得した単位(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修に関わる単位を含む。ただし、「教職に関する科目」は除く。)。
- (4) 広島大学通則第28条（学生交流）、第29条（留学等）及び第30条（大学以外の教育施設等における学修）に係る単位のうち、上記（2）及び（3）に算入しない単位。
- (5) 放送大学で修得した単位（教養教育科目とする。）。ただし、外国語科目（放送大学の2単位）については、1単位として認定する
- (6) インターンシップ等の就業体験により修得した単位。

6. その他

- (1) 東千田キャンパスにおいて開設される授業科目は、昼間授業時間帯のものに限り、履修することができる。ただし、履修希望者の数によっては、履修が制限される場合もある。
- (2) メディアを利用して行う授業により修得した単位は、60単位を限度として、科目区分に従い、卒業要件単位として算入することができる。

＊1：優秀な成績をもって修得したと認められる基準

当該学期に24単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が80%以上の場合

別表
(法学部が開設する専門教育科目)

公共政策プログラム

授業科目名	単位数	履修年次	備考
統治システム論	2	1	※1 選択必修
財産法入門	2	1	
民法総則	2	1	
基本的人権 1	2	2	
基本的人権 2	2	2	
基礎演習	2	2	※2
外国書講読	2	2	※3
刑法総論	2	2	公共政策 プログラム (基本科目)
法哲学	2	2	
物権法	4	2	
債権法	4	2	
国際法 1	2	2	
国際法 2	2	2	
国際政治学	2	2	
政治学原論	2	2	
政治過程論	2	2	
政治思想史 1	2	2	
行政学	2	2	
社会学 1	2	2	
行政法 1	2	3	
行政法 2	2	3	
行政法 3	2	3	
税法 1	2	3	
税法 2	2	3	
外交史	2	3	
日本政治史	2	3	
政策システム論	2	3	
公共政策と公私連携(統合科目)	2	4	
法制史	2	2	公共政策 プログラム (関係科目)
刑法各論	2	2	
少年法	2	2	
契約法	2	2	
親族法	2	2	
相続法	2	2	
会社法 1	2	2	
会社法 2	2	2	
戦争と平和の国際法	2	2	
西洋政治史	2	2	
政治思想史 2	2	2	
アジア政治の基礎	2	2	
社会学 2	2	2	
社会調査論	2	2	
社会調査法	2	2	
法社会学	2	2	
社会保障論	2	2	
Legal System and Japanese Society	2	2	
Politics and Foreign Relations of Japan	2	2	
刑法応用	2	3	
刑事訴訟法	2	3	
刑事政策	2	3	
民事訴訟法 1	2	3	
民事訴訟法 2	2	3	
安全保障論	2	3	
アジア政治経済論	2	3	
法社会学応用	2	3	
社会政策	2	3	
演習 1	2	3	
演習 2	2	3	
演習 3	2	4	
演習 4	2	4	

- ※1 ネット掛けゴシック 5 科目のうちから 6 単位選択必修とする。
 ※2 公法、私法、政治学・社会学の各基礎演習があり、前期、後期各 2 単位、計 4 単位まで履修できる。
 ※3 8 単位を限度とし繰り返し履修できる。
 ※4 特講を開設する場合、その名称、単位数及び履修年次は、その都度教授会で定める。

ビジネス法務プログラム

授業科目名	単位数	履修年次	備考
統治システム論	2	1	※1 選択必修
財産法入門	2	1	
民法総則	2	1	
基本的人権 1	2	2	
基本的人権 2	2	2	
基礎演習	2	2	※2
外国書講読	2	2	※3
刑法総論	2	2	ビジネス法務 プログラム (基本科目)
物権法	4	2	
債権法	4	2	
契約法	2	2	
親族法	2	2	
相続法	2	2	
会社法 1	2	2	
会社法 2	2	2	
商取引法	2	3	
手形法	2	3	
労働法	2	3	
労働組合法	2	3	
民事訴訟法 1	2	3	
民事訴訟法 2	2	3	
民事執行・保全法	2	3	
倒産処理論	2	3	
国際私法	2	3	
国際取引法	2	3	
国際政治経済学	2	3	
国際社会と企業法務(統合科目)	2	4	
刑法各論	2	2	ビジネス法務 プログラム (関係科目)
少年法	2	2	
法社会学	2	2	
法制史	2	2	
法哲学	2	2	
国際法 1	2	2	
国際政治学	2	2	
政治学原論	2	2	
政治過程論	2	2	
アジア政治の基礎	2	2	
行政学	2	2	
社会学 1	2	2	
社会学 2	2	2	
社会調査論	2	2	
社会調査法	2	2	
社会保障論	2	2	
Legal System and Japanese Society	2	2	
Politics and Foreign Relations of Japan	2	2	
刑法応用	2	3	
刑事訴訟法	2	3	
行政法 1	2	3	
行政法 2	2	3	
行政法 3	2	3	
税法 1	2	3	
税法 2	2	3	
アジア政治経済論	2	3	
外交史	2	3	
安全保障論	2	3	
法社会学応用	2	3	
演習 1	2	3	
演習 2	2	3	
演習 3	2	4	
演習 4	2	4	

- ※5 他プログラム科目から、1 2 単位まで卒業要件単位に算入することができる。
 ※6 毎年度開講されない授業科目もあるので、毎年度掲示される法学部授業時間割等で確認すること。

Ⅱ 履修上の注意（昼間コース）

A 教養教育科目

- (1) 〈教養ゼミ〉は、1 年次前期(1 セメスター)に指定されたクラスで必ず履修すること。
- (2) 〈平和科目〉は、「平和科目」と区分された授業科目の中から 1 科目を選択し、2 単位を必ず履修すること。
- (3) 〈パッケージ別科目〉は、「社会のしくみと科学」、「知の営みを問い直す」、「生命・人間への接近」、「文化の交流と多様性」及び「環境・自然との共生」の 5 つのパッケージから 1 パッケージを選択し、そのパッケージに属する授業科目から 1 年次前期（1 セメスター）以降に、計 3 科目 6 単位を必ず履修すること。

＊ 6 単位を超えて修得した単位は、卒業要件単位に算入することができない。

- (4) 〈外国語科目〉は、「英語」8 単位及び「初修外国語」4 単位、計 12 単位を必ず履修すること。ただし、外国人留学生の入学者は、申請により、選択必修科目である外国語科目に代えて日本語科目及び日本事情に関する科目を履修することができる。

- (4. 1) 英語：コミュニケーションⅠが 1 年次前期（1 セメスター）に、コミュニケーションⅡが 1 年次後期（2 セメスター）にそれぞれ 2 科目ずつ開設される。指定されたクラスで、4 科目、計 4 単位を履修すること。ただし、指定されたクラスで単位を修得できず、再履修となった場合には、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目の表及び同表の注 4 に従い、4 単位を履修すること。

コミュニケーションⅢは、2 年次前・後期（3 及び 4 セメスター）に開設される 6 科目の内から、前期及び後期にそれぞれ 1 科目ずつ選択して、計 2 単位を履修すること。ただし、再履修が必要となった場合には、各期 1 科目を超えて履修することができる。

なお、上記とは別に、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目に関する表の注 3 に記載された方法により、英語の単位を修得することもできる。

- (4. 2) 初修外国語：ベーシック外国語は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語の 7 言語が開設される。7 言語の内から 1 言語を選択して、4 単位を履修すること。その際、1 年次前期（1 セメスター）に開設されるベーシック外国語Ⅰ、1 年次後期（2 セメスター）に開設されるベーシック外国語Ⅱを、それぞれ各言語につき指定されたクラスで履修すること。

- (5) 〈情報科目〉は、「情報活用基礎」2 単位に限り履修することができる。なお、修得した 2 単位は、《自主選択枠》の単位に算入することができる。

- (6) 〈領域科目〉は、「領域科目」から領域にかかわらず、8 単位を必ず履修すること。

＊ 8 単位を超えて修得した単位は、《自主選択枠》の単位として、卒業要件単位に算入することができる。

- (7) 〈健康スポーツ科目〉は、自由選択科目であり、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目に関する表及び表の注 6 に従い履修すること。修得した単位は 4 単位まで、《自主選択枠》の単位として、卒業要件単位に算入することができる。

- (8) 「指定授業時間割表」により曜日・時限が指定されている場合は、その曜日・時限に履修すること。

- (9) 放送大学で修得した単位（教養教育科目とする。）を「自主選択枠」で 12 単位まで認定する。ただし、外国語科目（放送大学の 2 単位）については、1 単位として認定する。

- (10) 教育職員免許状取得希望者は、「領域科目」、「外国語科目」、「情報科目」及び「健康スポーツ科目」の内から、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目を、履修しておくこと。詳細は、ハンドブックの該当箇所を参照すること。

B 専門教育科目

- (1) 定められた履修年次以降の受講しか認めないので注意すること。
- (2) 「外国書講読」については、同一外国語につき 8 単位までの修得を認める。
- (3) 「基礎演習」については、公法、私法、政治学・社会学の中から、2 年次前期 2 単位、2 年次後期 2 単位の計 4 単位まで履修できる。
- (4) 「演習」については、1 年に 4 単位に限り履修できるものとし、8 単位まで修得を認める。担当教員が履修条件を設けることがあるので、登録の時に十分確かめること。
- (5) 所属するプログラム以外の単位は 12 単位まで卒業要件単位に算入することができる。
- (6) 90 単位を超えて修得した単位は、卒業要件単位に算入されない増加単位となるが、修得できる単位数に上限はないので、できるだけ多くの科目を履修することが望ましい。
- (7) 「公共政策と公私連携」及び「国際社会と企業法務」は、法学部の教育プログラム（公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム）で習得した知識・技能を学生が個々の問題意識やテーマのもとに統括することを目的とした「統合科目」である。具体的な履修方法については、演習（専門ゼミ）で教員の指導を受けて論文を作成・提出した学生に対し、学部による一定の審査手続を経て単位認定・成績評価するものである。
これらの科目を履修登録するためには 4 年次（前期及び後期）の演習も履修登録していなければならないので注意すること。
- (8) 〈インターンシップ〉の履修対象年次は、2 年次以降とする。単位の認定は、インターンシップ報告書及び研修機関から提出された評価書等を基に、インターン実習時間 30 時間から 45 時間で 1 単位を目安として教員会が行う。認定した単位は〈〈自主選択枠〉〉の単位として、卒業要件単位に算入することができる。

第2 夜間主コース

I 履修基準

1. 夜間主コースの学生の卒業要件単位数は、次のとおりとする。

教養教育科目	30単位
専門教育科目	72単位
自主選択枠	22単位
	124単位

2. 履修単位の上限
- (1) 1学期に履修登録をすることができる単位数の上限は24単位とする。ただし、特別の理由のあるもの、又は4年次以上の学生についてはこの限りでない。
- (2) 別に定める基準(次ページ「*1」参照)により、優秀な成績をもって修得したと認められる場合には、申請により、次学期に28単位まで履修登録をすることができる。
- (3) 夏季及び冬季休業期間中の集中講義の単位、教職に関する科目、放送大学、インターンシップ及び教育ネットワーク中国単位互換制度の単位は、(1)及び(2)に定める単位には含めない。
3. 教養教育科目(法政総合プログラム)
- 次の区分に従って、それぞれ定められた単位を修得しなければならない。

区分	科目区分				要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター (注1)	
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ			2	教養ゼミ	2	必修	1セメ	
		平和科目			2		2	選択必修	1セメ	
	共通科目	外国語科目 (注2)	英語	コミュニケーション基礎 (注3)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	1セメ	
						コミュニケーション基礎Ⅱ	1		2セメ	
			英語	コミュニケーションⅠ	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	1セメ	
						コミュニケーションⅠB	1			
						コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	2セメ
							コミュニケーションⅡB	1		
			上記4科目から2科目以上(注4)							
			コミュニケーションⅢ	(0)	コミュニケーションⅢA	1	自由選択	3セメ 及び 4セメ		
					コミュニケーションⅢB	1				
					コミュニケーションⅢC	1				
					上記3科目から2科目以内(注4)					
			初修外国語 (ドイツ語,フランス語,中国語のうちから1言語選択)(注5)	(0)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	自由選択	1セメ		
					ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		2セメ		
			情報科目(注6)(注7)			(0)	情報活用概論	2	自由選択	2セメ
			領域科目(注7)			18	全ての領域から	2	選択必修	1セメ
			健康スポーツ科目(注7)(注8)			(0)		1又は2	自由選択	1セメ
	基盤科目(注9)				4	法学基礎	2	選択必修	1セメ	
						刑事法原論	2		2セメ	
						政治学基礎	2		1セメ	
						社会学基礎	2		2セメ	
	計				30					

注1: 記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、法学部ハンドブックの教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: コミュニケーション基礎(Ⅰ・Ⅱ)は、各1単位まで自主選択枠の単位として卒業要件単位に算入することができる。

注4: コミュニケーションⅠ及びⅡは、異なる記号(ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB)の4科目を履修することが望ましい。ただし、再履修となった場合は、特例として、同一記号(ⅠA等)の科目を最大3単位まで履修することができる。なお、2単位までコミュニケーションⅢで修得した単位に代えることができる。また、英語の要修得単位数4単位を超えて修得したコミュニケーションⅢは、領域科目の単位に算入することができる。

注5: 初修外国語は、自主選択枠の単位として4単位まで卒業要件単位に算入することができる。

注6: 情報科目は、「情報活用概論」に限り、自主選択枠の単位として2単位まで卒業要件単位に算入することができる。

注7: 教育職員免許状を取得する場合は、「日本国憲法」2単位、情報科目2単位及び健康スポーツ科目2単位を修得する必要がある。

注8: 健康スポーツ科目は、実習科目又は講義科目のいずれか又は両方から、自主選択枠の単位として4単位まで卒業要件単位に算入することができる。

注9: 指定された基盤科目の単位を4単位を超えて修得した場合は、2単位まで領域科目の単位に算入することができる。

4. 専門教育科目

- (1) 法学部が開設する専門教育科目（別表に掲げる科目及び法学部細則第7条第2項ただし書に係る科目）のうちから、72単位を必ず履修しなければならない。
- (2) 「履修年次」は、定められた年次以上の学生が履修できることを示す。ただし、3年次以上で履修することが望ましい科目は別表に示すので参考にすること。
また、「演習」については、2年次後期から履修可とし、10単位まで履修できる。
- (3) 特講その他別表で定める以外の授業科目を開設する場合、その単位数及び履修年次は、その都度教授会で定める。

5. 自主選択枠

下記の授業科目を履修した場合は、22単位まで卒業要件単位に算入することができる。

- (1) 教養教育科目のうち、要修得単位数として定められた単位数を超えて修得した単位。
ただし、健康スポーツ科目は4単位を限度とする。パッケージ別科目を修得した場合は、〈領域科目〉の単位として扱う。
- (2) 専門教育科目のうち、72単位を超えて修得した単位。
- (3) 法学部が開設する「教科に関する科目」であって専門教育科目に含まれないもの。
- (4) 他学部の専門教育科目を履修して修得した単位（副専攻プログラム及び特定プログラムの履修に関わる単位を含む。ただし、「教職に関する科目」を除く。）。
- (5) 広島大学通則第28条（学生交流）、第29条（留学等）及び第30条（大学以外の教育施設等における学修）に係る単位のうち、上記（2）、（3）及び（4）に算入しない単位。
- (6) 放送大学で修得した単位（教養教育科目とする。）。ただし、外国語科目（放送大学の2単位）については、1単位として認定する。
- (7) インターンシップ等の就業体験により修得した単位。
- (8) 教育ネットワーク中国単位互換制度によって修得した単位。

6. その他

- (1) 昼間授業時間帯に開設される授業科目（東千田キャンパスで昼間授業時間帯に開設される科目は含まない。）は、40単位を限度として、科目区分に従い、卒業要件単位に算入することができる。（編入学生含む。）ただし、昼間授業時間帯及び夜間授業時間帯の双方において開設される授業科目で同一名の授業科目を、重ねて履修することはできない。
- (2) メディアを利用して行う授業により修得した単位は、60単位を限度として、科目区分に従い、卒業要件単位として算入することができる。

＊1：優秀な成績をもって修得したと認められる基準

当該学期に24単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が80%以上の場合

別表

(法学部が開設する専門教育科目) 【夜間主コース】

法政総合プログラム

授業科目名	単位数	履修年次	備考
統治システム論	2	1	
財産法入門	2	1	
民法総則	2	1	
基本的人権 1	2	2	
基本的人権 2	2	2	
外国書講読	2	2	
刑法総論	2	2	
刑法各論	2	2	
少年法	2	2	
法制史	2	2	
法哲学	2	2	
物権法	4	2	
債権法	4	2	
契約法	2	2	
親族法	2	2	
相続法	2	2	
会社法 1	2	2	
会社法 2	2	2	
手形法	2	2	
商取引法	2	2	
国際法 1	2	2	
国際法 2	2	2	
国際政治学	2	2	
政治学原論	2	2	
政治過程論	2	2	
アジア政治の基礎	2	2	
政治思想史 1	2	2	
政治思想史 2	2	2	
行政学	2	2	
社会学 1	2	2	
社会学 2	2	2	
社会調査論	2	2	
社会保障論	2	2	
法社会学	2	2	
行政法 1	2	2	3 年次以上が 望ましい
行政法 2	2	2	
行政法 3	2	2	
税法 1	2	2	
税法 2	2	2	
刑事訴訟法	2	2	
労働法	2	2	
労働組合法	2	2	
民事訴訟法 1	2	2	
民事訴訟法 2	2	2	
倒産処理論	2	2	
国際私法	2	2	
国際取引法	2	2	
安全保障論	2	2	
国際政治経済学	2	2	
外交史	2	2	
アジア政治経済論	2	2	
西洋政治史	2	2	
日本政治史	2	2	
政策システム論	2	2	
法社会学応用	2	2	
演習 1	2	2	※ 1
演習 2	2	2	
演習 3	2	3	
演習 4	2	3	

- ※ 1 演習 1 から演習 4 の 4 科目で 10 単位まで履修することができる。
ただし、再履修は演習 3 又は演習 4 に限る。
- ※ 2 特講を開設する場合、その名称、単位数及び履修年次は、その都
度教授会で定める。
- ※ 3 毎年度開講されない授業科目もあるので、毎年度掲示される法学部
授業時間割等で確認すること。

Ⅱ. 履修上の注意（夜間主コース）

A. 教養教育科目

- (1) <教養ゼミ>は、1 年次前期（1 セメスター）に指定されたクラスで必ず履修すること。
- (2) <平和科目>は、「平和科目」と科目区分された授業科目の中から 1 科目を選択し、2 単位を必ず履修すること。
- (3) <外国語科目>は、「英語」4 単位を必ず履修すること。「初修外国語」の履修は、自由とする。ただし、AO 入試（フェニックス方式）による入学者は、申請により、選択必修科目である外国語科目に代えて他の教養教育科目を履修することができる。AO 入試（対象別評価方式社会人入試）による入学者でこれに準ずる扱いをすることが適当と認められるものについても同様とする。
 - (3. 1) 英語：コミュニケーションⅠが 1 年次前期（1 セメスター）に、コミュニケーションⅡが 1 年次後期（2 セメスター）に、それぞれ 2 科目ずつ開設される。指定されたクラスで、4 科目、計 4 単位を履修すること。ただし、指定されたクラスで単位を修得できず、再履修となった場合には、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目の表及び同表の注 4 に従い、4 単位を履修すること。
 - * 要修得単位数の 4 単位を超えて修得したコミュニケーションⅠ・Ⅱの単位は、《自主選択枠》の単位として、卒業要件単位に算入することができる。コミュニケーションⅢは、2 年次前・後期（3 及び 4 セメスター）に開設される。
 - * 要修得単位数の 4 単位を超えて修得したコミュニケーションⅢの単位は、<領域科目>の単位に算入することができる。なお、上記とは別に、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目に関する表の注 2 に記載された方法により、英語の単位を修得することもできる。
 - (3. 2) 初修外国語：ベーシック外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語の 3 言語が開設される。自由選択科目として、3 言語の内から 1 言語を選択して、4 単位まで履修することができる。修得した単位は、自主選択枠の単位として、卒業要件単位に算入することができる。
- (4) <情報科目>は、「情報活用概論」を履修することができる。なお、修得した 2 単位は、《自主選択枠》の単位に算入することができる。
- (5) <領域科目>は、「領域科目」から領域に関わりなく、18 単位を必ず履修すること。
 - * 18 単位を超えて修得した単位は、《自主選択枠》の単位として、卒業要件単位に算入することができる。
- (6) <健康スポーツ科目>は、自由選択科目であり、Ⅰ履修基準の 3. 教養教育科目に関する表及び表の注 8 に従い履修すること。修得した単位は 4 単位まで、《自主選択枠》の単位として、卒業要件単位に算入することができる。
- (7) <基盤科目>は、指定された「基盤科目」の授業科目の中から 1 又は 2 科目を選択し、4 単位を必ず履修すること。
 - * 4 単位を超えて修得した単位は、2 単位まで<領域科目>の単位として、卒業要件単位に算入することができる。
- (8) 夜間主コースの学生も、東広島キャンパスで開設される「パッケージ別科目」を、1 年次前期（1 セメスター）から一定の条件の下で履修することができる。修得した単

位は、〈領域科目〉の単位として、卒業要件単位に算入することができる。

なお、この場合、パッケージの区分に関わりなく選択履修することができる。

- (9) 放送大学で修得した単位（教養教育科目とする。）を「自主選択枠」で 20 単位まで認定する。ただし、外国語科目（放送大学の 2 単位）については、1 単位として認定する。
- (10) 教育職員免許状取得希望者は、「領域科目」、「外国語科目」、「情報科目」及び「健康スポーツ科目」の内から、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目を、履修しておくこと。詳細は、ハンドブックの該当個所を参照すること。

B. 専門教育科目

- (1) 「履修年次」は、定められた年次に履修すること。また、昼間コース開講科目と夜間主コース開講科目で同一科目であっても、開講キャンパスでそれぞれ履修年次が異なっている場合があるので、受講するキャンパスの履修年次に従うこと。
- (2) 「外国語講読」については、同一外国語につき 8 単位までの修得を認める。
- (3) 「演習」については、1 年に 4 単位に限り履修できるものとし、10 単位まで修得を認める。担当教員が履修条件を設けることがあるので、登録の時に十分確かめること。
- (4) 92 単位を超えて修得した単位は、卒業要件単位に算入されない増加単位となるが、修得できる単位数に上限はないので、できるだけ多くの科目を履修することが望ましい。
- (5) 〈インターンシップ〉の履修対象年次は、2 年次以降とする。単位の認定は、インターンシップ報告書及び研修機関から提出された評価書等を基に、インターン実習時間 30 時間から 45 時間で 1 単位を目安として教員会が行う。認定した単位は〈〈自主選択枠〉〉の単位として、卒業要件単位に算入することができる。

C. その他

- (1) 昼間授業時間帯の授業科目を履修する場合には、所定の手続によること。なお、東千田キャンパスで受講できる昼間時間帯の授業科目（双方向授業を含む。）は 40 単位に算入されないので注意すること。
- (2) 双方向授業とは、東広島キャンパスで行われている授業をリアルタイムに東千田キャンパスの教室で受講できる授業形態である。学内 LAN を通じて映像と音声を伝送するシステムによって同時性と双方向性が保障されているので、東千田キャンパスからの質問等に対し東広島キャンパスの教員が即座に対応することが可能である。キャンパス間の移動を伴わずに昼間授業時間帯の授業を履修できる機会を増やすものである。

附 則

- 1 この教育課程履修細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 14 日 一部改正)

- 1 この細則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学法学部教育課程履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3. 履修登録・期末試験・学業成績について

1. 履修登録期間及び履修方法

- (1) 前期及び後期の授業開始日前後に「My もみじ」にログインして履修登録をしてください。
学年により登録期間が異なる場合があります。履修登録期間は「もみじTop」又は所属学部掲示板で確認してください。
- (2) 履修登録・修正期間後の授業科目の追加、訂正等は一切認められません。

2. 試験(受験者心得含む)

試験は法学部細則第 14 条により行われるので、次の受験者心得を承知して受験してください。
受験者心得

- (1) 受験する学生は「学生証」を携行し、試験時には机の上に置いてください。
(学生証を紛失した者は至急再交付を受けてください。なお、当日に学生証の携行を忘れた者は、昼間コースの学生については学生支援室(法学部)、夜間主コースの学生については東千田地区支援室に届け出てその指示を受けてください。)
- (2) 退室は、試験開始後 30 分経過後から終了 10 分前まで認めます。なお、30 分経過後の入室は認められません。
- (3) 試験場では監督者の指示に従ってください。
- (4) 試験場への入室は、前の試験が終了し学生が完全に退室したのちに入室してください。
上記に違反する行為があった場合は、しかるべき処置をとることがあります。不正行為と判断された場合には「期末試験等における不正行為の取扱い(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)」により処置をとります。
- (5) 試験中は、携帯・PHS 等を時計代わりに用いることを禁止します。

3. 成績

- (1) 学期末試験の成績発表日は「My もみじ」又は所属学部掲示板で通知します。成績は発表後に各自「My もみじ」にログインして確認してください。
- (2) 成績について疑義のある場合は、発表日から次の学期の授業開始後 1 週間以内に昼間コースの学生については学生支援室(法学部)、夜間主コースの学生については東千田地区支援室に申し出てください。
ただし、卒業予定者については、別途、掲示で指示します。

学業成績の送付について

本学では、学部学生のご父母等(特に送付を要しない旨の申し出があった父母等を除く)に対して、毎学年度終了後単位修得状況をお知らせすることになっています。

送付先については「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は速やかに届け出てください。

4. 追試験

(1) 次の各号により学期末の試験を受けられなかった場合に限り、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて法学部長に願い出ることができます。

- ① 3親等以内の親族の死亡による忌引
- ② 負傷又は疾病(入院及びそれに準じる場合に限ります。)
- ③ 天災その他の非常災害
- ④ 交通機関の突発事故
- ⑤ その他やむを得ない事情

(2) 追試験受験願は、当該科目の試験終了後1週間以内に昼間コースの学生については学生支援室(法学部)、夜間主コースの学生については東千田地区支援室へ提出してください。

(3) 法学部長は、追試験受験願とその理由証明書を審査のうえ、受験の資格があると認められた場合に限り受験を許可します。

(4) 追試験受験願提出者の、受験可否及び追試験実施の期日・時間等については「Myもみじ」の掲示板により告知します。

(5) 追試験の実施期間は、当該試験期間終了後3週間以内とします。

5. 履修単位の上限解除及び早期卒業制度について

(1) 次学期に上限を超えて履修登録することができる基準

当該学期に24単位以上修得し、秀及び優の単位の比率が80%以上の場合。

(2) 早期卒業認定のための基準

総修得単位のうち、秀及び優の単位の比率が90%以上の場合。

6. その他

(1) 伝達・連絡事項は「Myもみじ」の電子掲示板と学部の掲示板によるので、必ず1日に1度は「Myもみじ」にログインして確認するよう心がけてください。掲示を見なかったために思いもかけぬ不利益を生ずることがありますので注意してください。

(2) ハンドブック内の記載事項等で不明確なことや質問がありましたら、このハンドブックを持参のうえ、昼間コースの学生については学生支援室(法学部)、夜間主コースの学生については東千田地区支援室に問い合わせてください。

4. 教育職員免許状の取得について

教育職員となるためには、教育職員免許法(以下「免許法」という。)に定められている所定の単位を修得し、希望する教科の免許状を取得しなければなりません。教育職員の免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状がありますが、ここでは普通免許状の取得について説明します。

1. 取得できる免許状の種類及び所要資格

法学科昼間コース・法学科夜間主コース

免許状の種類	免許教科の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種免許状	公 民	学士の学位を有すること	20	25	16

2. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目について

次のとおり、必ず修得してください

法学科昼間コース・法学科夜間主コース

免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目及び単位数		左記に対応する授業科目		
		授 業 科 目	単 位 数	
科 目	必修単位数		必修	選択
日本国憲法	2	日 本 国 憲 法	2	
体 育	2	健 康 スポーツ 科 学		2
		ス ポー ツ 実 習 A, B		各 1
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーション I A		1
		コミュニケーション I B		1
		コミュニケーション II A		1
		コミュニケーション II B		1
情報機器の操作	2	情 報 活 用 概 論 (*)		2
		情 報 活 用 基 礎		2
		情 報 活 用 演 習		2
		コンピュータプログラミング*		2

*印の「情報活用概論」は夜間主コース生のみ該当する。

3. 免許法上の単位修得方法

(1) 教科に関する科目

免許教科	教科に関する科目	高等学校一種	所要単位数	該 当 授 業 科 目
		最低必修単位数	高一種	
公 民	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	それぞれの科目について 1 単位以上, 計 20 単位	1. の表の, 「大学における最低修得単位数」の欄を参照すること	詳細は, 「法学部が開設する教科に関する科目(高等学校教諭一種免許状【公民】)一覧表」(昼間コース[P. 専門 22], 夜間主コース[P. 専門 23])を参照すること
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」			
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」			
	計	20	36	

(備考)

1. 教科に関する科目の履修方法は, それぞれの科目について, 1 単位以上計 20 単位(最低必修単位数)を修得し, さらに, 教科又は教職に関する科目を 16 単位(以上)修得してください。
2. 「」内の科目は, そのいずれか1以上の科目について所定の最低単位数を修得してください。なお, ()内に示す科目は, 1 単位以上必ず含まなければなりません。

(2) 教職に関する科目

	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低単位数	該 当 授 業 科 目	
			高校一種	法学科昼間コース	法学科夜間主コース
第 2 欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職入門	教職入門
第 3 欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	6	教育の思想と原理 児童・青年期発達論 教育と社会・制度	教育の思想と原理 児童・青年期発達論 教育と社会・制度
第 4 欄	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	8 (備考 2)	教育課程論 公民科教育論 特別活動指導法 教育方法・技術論	教育課程論 公民科教育論 特別活動指導法 教育方法・技術論
		・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) ・進路指導の理論及び方法	4	生徒・進路指導論 教育相談	生徒・進路指導論 教育相談
第 5 欄	教育実習		3	教育実習指導 C 中・高等学校教育実習 II	教育実習指導 C 中・高等学校教育実習 II
第 6 欄	教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)	教職実践演習(中・高)
合 計			25		

(備考)

1. 第 2 欄から第 4 欄までの教職に関する科目の修得方法は, 「左項の各科目に含めることが必要な事項」として掲げられている各内容を含む教職科目(該当授業科目)について, それぞれ最低単位数(以上)修得してください。
2. 第 4 欄の教育課程及び指導法に関する科目については, 教育職員免許法上では, 6 単位となっていますが, 広島大学法学部では, 「教育課程論」「公民科教育論」「特別活動指導法」「教育方法・技術論」の 4 科目(8 単位)を必須科目としています。
3. 第 5 欄の教育実習(3 単位)及び, 第 6 欄の教職実践演習(2 単位)は必ず修得してください。
4. 法学科夜間主コースの授業科目は, 夏季休業中等に集中講義にて開講します[隔年開講]。

4. 教育実習について

- (1)教育職員免許状を取得しようとする者は、教育実習指導C(1単位)及び中・高等学校教育実習Ⅱ(2単位)を修得しなければなりません。
- (2)教育実習指導Cは、教育実習事前指導です。
- (3)中・高等学校教育実習Ⅱの受講条件は下記のとおりです。

①教職に関する科目

中・高等学校教育実習Ⅱ受講届提出時までに、次表の所定の単位を修得していること。

必修科目	公民科教育論	2単位	教育実習指導C	1単位
右表の科目から 2単位以上	社会系(公民)カリキュラムデザイン論	2単位		
	社会系(公民)教科指導法	2単位		
	社会系(公民)教育方法・評価演習	2単位		
	社会系(公民)教育プランニング論	2単位		
	公民教育プランニング実習(公民科)	2単位		
右表の科目から 14単位以上	教職入門	2単位	教育の思想と原理	2単位
	児童・青年期発達論	2単位	教育と社会・制度	2単位
	教育課程論	2単位	教育方法・技術論	2単位
	特別活動指導法	2単位	生徒・進路指導論	2単位

②免許教科に関する科目

次ページ以降に掲載されている「教科に関する科目」を10単位以上修得していること。

- (4)教育実習指導C及び中・高等学校教育実習Ⅱの実施計画については、毎年、受講手続き以前に「Myもみじ」の電子掲示板もしくは学部の掲示板により通知します。

＜履修における注意事項＞

教育実習は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。また、説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません(即実習停止もあり得ます)。

5. 教職実践演習の履修について

教職実践演習(中・高)(8セメスター)を履修するためには、中・高等学校教育実習Ⅱの単位を修得していなければなりません。

ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認めます。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めません。

☆ 教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受けること。

6. 教育職員免許状授与の申請手続き(卒業予定年次に行う。)

教育職員免許法第5条第1項の規定により、免許状の授与を願い出る者は、昼間コースの学生は学生支援室(法学部)、夜間主コースの学生は東千田地区支援室で一括申請しますので、次に掲げる書類等を期限までに提出してください。

- 〔提出書類〕 1. 教育職員免許状授与願 所定の用紙を配布。
 2. 整理カード //
3. 学力に関する証明書 学生支援室(法学部)又は東千田地区支援室で作成。
 4. 教育職員免許状授与申請手数料払込証明書 3,400円(平成25年度)

〔提出期限〕 10月中旬頃

7. その他

通知・連絡事項は、すべて「My もみじ」の電子掲示板もしくは学部の掲示板で行いますので、常に掲示に注意してください。

〔参考〕教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

＜教職実践演習について＞

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成 22 年度入学生から「教職実践演習」（4 年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、“履修カルテ”を作成することを求めています。この“履修カルテ”に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

＜教員免許ポートフォリオについて＞

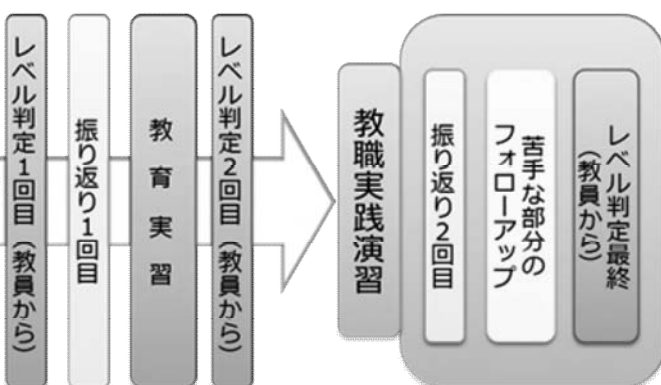
教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの 8 規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの 8 規準それぞれについて、現在の到達レベルを 3 段階で確認することができます。

＜教職実践演習までの流れ＞

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては 1 セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何をやる必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「My もみじ」とおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からないことがあれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

＜例＞ 教職実践演習（中・高）
までの流れ図

教員免許ポートフォリオを
利用した履修履歴の蓄積



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ
URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科学生支援室	082-424-6725	kyoiku-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオ について	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

法学部が開設する教科に関する科目（高等学校教諭一種免許状【公民】）一覧表

（昼間コース）

法律学（国際法を含む）・政治学（国際政治学を含む）	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	○法学基礎	2	親族法	2	国際取引法	2
	統治システム論	2	相続法	2	国際政治学	2
	基本的人権1	2	会社法1	2	国際政治経済学	2
	基本的人権2	2	会社法2	2	安全保障論	2
	行政法1	2	手形法	2	外交史	2
	行政法2	2	商取引法	2	政治学原論	2
	行政法3	2	税法1	2	政治過程論	2
	刑法総論	2	税法2	2	政治思想史1	2
	刑法各論	2	労働法	2	政治思想史2	2
	刑法応用	2	労働組合法	2	アジア政治経済論	2
	刑事訴訟法	2	民事訴訟法1	2	アジア政治の基礎	2
	刑事政策	2	民事訴訟法2	2	西洋政治史	2
	少年法	2	民事執行・保全法	2	日本政治史	2
	民法総則	2	倒産処理論	2	法制史	2
	財産法入門	2	◇国際法1(選択)	2	行政学	2
	物権法	4	◇国際法2(選択)	2	政策システム論	2
	債権法	4	戦争と平和の国際法	2	国際社会と企業法務	2
	契約法	2	国際私法	2	公共政策と公私連携	2

◇国際法1, 国際法2より, 1科目2単位選択必修です。

（国際経済学・経済学を含む）社会学	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	◇社会学1(選択)	2	法社会学応用	2	国際経済学1(経)	2
	◇社会学2(選択)	2	社会政策	2	国際経済学2(経)	2
	社会調査法	2	社会保障論	2	国際経済学3(経)	2
	社会調査論	2	ミクロ経済学入門(経)	2	国際経済学4(経)	2
	法社会学	2	マクロ経済学入門(経)	2		

◇社会学1, 社会学2より, 1科目2単位選択必修です。

宗教学・哲学・倫理学	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	◇法哲学	2	対人心理学(教)	2
	◇哲学概論Ⅰ(文)	2	倫理学の基礎(文)	2
	仏教学概説(文)	2		

◇法哲学, 哲学概論Ⅰ(文)より, 1科目2単位選択必修です。

※ ○印ゴシック体は, 必修科目です。

※ ◇印ゴシック体は, 選択必修科目です。

授業科目の()内は開講学部を示しています。()内の開講学部で受講してください。

(夜間主コース)

法律学 (国際法を含む) ・政治学 (国際政治学を含む)	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	○法学基礎	2	親族法	2	国際取引法	2
	統治システム論	2	相続法	2	国際政治学	2
	基本的人権1	2	会社法1	2	国際政治経済学	2
	基本的人権2	2	会社法2	2	安全保障論	2
	行政法1	2	手形法	2	外交史	2
	行政法2	2	商取引法	2	政治学原論	2
	行政法3	2	税法1	2	政治過程論	2
	刑法総論	2	税法2	2	政治思想史1	2
	刑法各論	2	労働法	2	政治思想史2	2
	刑事訴訟法	2	労働組合法	2	アジア政治経済論	2
	少年法	2	民事訴訟法1	2	アジア政治の基礎	2
	民法総則	2	民事訴訟法2	2	西洋政治史	2
	財産法入門	2	倒産処理論	2	日本政治史	2
	物権法	4	◇国際法1(選択)	2	法制史	2
	債権法	4	◇国際法2(選択)	2	行政学	2
	契約法	2	国際私法	2	政策システム論	2

◇国際法1, 国際法2より, 1科目2単位選択必修です。

(国際経済学・経済学を含む)	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	◇社会学1(選択)	2	社会保障論	2
	◇社会学2(選択)	2	ミクロ経済学入門(経)	2
	社会調査論	2	マクロ経済学入門(経)	2
	法社会学	2	国際経済学(経)	2
	法社会学応用	2		

◇社会学1, 社会学2より, 1科目2単位選択必修です。

宗教学・心理学・倫理学	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
	◇法哲学	2	仏教学概説	2
	◇哲学概論 I	2	対人心理学	2
	倫理学	2		

◇法哲学, 哲学概論 I より, 1科目2単位選択必修です。

※ ○印ゴシック体は, 必修科目です。

※ ◇印ゴシック体は, 選択必修科目です。

授業科目の()内は開講学部を示しています。()内の開講学部で受講してください。

夜間主コースの網かけの授業科目は, 夏季休業中等に集中講義にて開講します[隔年開講]。

5. 単位互換制度について

1. 放送大学との単位互換について

平成 9 年 7 月 16 日
学 部 制 定

改正 平成 12 年 12 月 20 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

昼間コース及び夜間主コースの学生が、放送大学で履修した授業科目、及び修得した単位を以下のとおり取り扱う。

1. 履修できる授業科目の範囲等について

(1) 放送大学で開講される全ての授業科目の履修を認める。

(ただし、体育実技及び卒業研究は除く。)

(2) 全ての授業科目は、教養教育科目として「自主選択枠」で履修したものとみなす。

2. 認定単位数について

昼間コースについては、18 単位まで、夜間主コースについては、20 単位までを上限として認定する。

(1) 外国語科目については、1 単位として認定する。(放送大学は 2 単位)

(2) その他の科目については、放送大学が開設している単位を認定する。

卒業年次生は、その年度の前期のみ単位認定する。

2. 教育ネットワーク中国単位互換制度における単位認定について

広島県内の高等教育機関で、単位互換協定を締結している大学(短期大学も含める。)の授業科目を受講して修得した単位を、夜間主コースの学生に限り広島大学法学部の単位として認定する。

なお、受講料は無料とする。(科目により別途実習費が必要になる場合もある。)

授業科目等の詳細については、教育ネットワーク中国連絡協議会発行の「単位互換履修生募集要項」に記載する。

手続等については、東千田地区支援室へ問い合わせること。

6. 「広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則」 による履修（早期履修）制度について

○早期履修制度について

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成26年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成28年度に「Myもみじ」で掲示します。

○実施予定研究科（平成26年4月現在）

総合科学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，
生物圏科学研究科，国際協力研究科

○履修資格

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

○早期履修に関する情報の掲載場所

「もみじTop」 — 「学びのサポート」 — 「学士課程」のページに掲載しています。

諸 規 則

1. 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条―第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条―第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条―第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条―第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条―第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条―第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条―第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条―第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条―第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科

歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月8日まで

- (4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願ひ出た者

- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退學し同一学部に入學を願ひ出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

- 3 前2項による入學者の既修得単位、修業年限及び在學年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円
(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額
(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

- 2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

- 2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位, 薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は, 60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は, 第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位, 薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば, 60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科, 歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部(部)に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が, 卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ, かつ, 当該学部(部)において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には, 第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て, 学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 学部において卒業の認定を受けた者には, 学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は, 別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料)

第 47 条 授業料の年額は, 535,800 円(夜間主コースにあつては 267,900 円)とする。ただし, 第 22 条により長期履修を認められた者については, 長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは, これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は, 前期及び後期に区分し, 各期ごとに年額の 2 分の 1 に相当する額を納付するものとし, 前期にあつては 4 月, 後期にあつては 10 月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず, 前期に係る授業料を納付するときに, 当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については, 前 2 項の規定にかかわらず, 入学を許可されるときに納付することができる。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず, 次の各号に掲げる者は, 当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学, 復学, 転学, 編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を, 第 2 項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし, 末日が休業期間中にある場合は, 当該休業期間の開始する日の前日

- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。
(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。
(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。
- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舍その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

- 3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成 16 年度にあつては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。
- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 33 号)

この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科 昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	} 10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	} 10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総 計		2,343	100	9,964

2. 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

- 第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。
- 2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。
 - 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

- 第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。
- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

- 第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。
- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

- 第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

- 第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

- 第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

- 第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生を受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

3. 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成25年3月29日規則第32号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の広島大学学位規則(以下「新規則」という。)第13条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

— 別紙様式省略 —

4. 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
 - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)
- 第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。
- (博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)
- 第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。
- (死亡等による入学料の免除)
- 第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。
- (経済的理由に基づく授業料免除)
- 第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。
- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

— 別紙様式省略 —

5. 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

- 3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 6 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等を含めるかどうかは、各研究科が定める。

- 3 早期履修者が修得した単位は、所属学部卒の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 1 月 28 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成 22 年度入学生から適用する。

— 別紙様式省略 —

6. 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

— 別紙様式省略 —

7. 広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチューターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチューターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはいない。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

— 別紙様式省略 —

8. 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は，平 24 年 8 月 30 日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

— 別紙様式省略 —

9. 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長嚴重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 1. 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

[1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述をもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

12. 広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

1 3. 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

— 別紙様式省略 —

14. 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成16年4月1日規則第130号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第56条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第3条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第5条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ4階に設置する。

(開室時間)

第6条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(事務)

第7条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

15. 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

16. 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク *2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ *3, などによる。
- 3 上記1及び2のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4, ②口頭 *5, ③テープ録音, ④代筆 *6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記1に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の1.5倍
 - (2) 弱視者に対しては1.3倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては1.3倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により1.3倍又は1.5倍の時間延長が認められている。
 - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
 - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
 - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ
- 2 又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステム
- 3 がある。
- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、く
- 4 わえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れ
- 5 ていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- 6
- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。
- 7 そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

17. 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成16年4月1日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第1 この要項は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動
- (4) その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第4 所属長は、第3により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第1号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(準用)

第8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年1月15日 一部改正)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

18. 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日 一部改正)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

19. 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

— 別紙様式省略 —

20. 広島大学外国人研究生規則

(平成16年4月1日規則第11号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の30日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに、次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

- 2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

- 第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

- 第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

- 2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

- 第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

- 第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

- 第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

- 第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

- 第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

- 2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

- 第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

- 第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

- 第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。
- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。
- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

改正 平成25年3月12日規則第4号

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

21. 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。
(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。
(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。
(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

22. 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室及び理事室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結している、又はその保険の被保険者となっている者で、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5) 所用のため構内を訪れる外来者

- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の交付申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあつては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし、4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
 - (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
 - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。
- (経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
 - (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区 分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円
4 パスカード再発行(1枚)	500円

- 4 前項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、利用者負担金を免除するものとする。
- 5 既納の利用者負担金は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を返還する。この場合において、返還に際し必要となった銀行口座への振込手数料は当該納付を行った者の負担とする。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げたとき 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に定める構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となったとき 納付した額
- (3) 錯誤による納付があったとき 第3項及び第4項に定める利用者負担金の額を超えて納付した額
- (4) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却したとき 納付した額
(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車

(4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車

(5) その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成25年3月25日 一部改正)

この細則は、平成25年3月25日から施行する。

23. 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあつては構内駐車証及びパスカードを、二輪車にあつては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びパスカードの許可申請資格等)

第4条 前条第1項に定める構内駐車証及びパスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者
- (2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者
- (3) 放送大学広島学習センターの職員
- (4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証及びパスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第4号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月30日までとし、5月1日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第5号に該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

(1) 第4条第5号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあつては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。

(3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、第10条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成23年3月31日 一部改正)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

24. 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80～89点を優, 70～79点を良, 60～69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき, 到達度の評価は, 「非常に優れている」, 「優れている」, 「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA: Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA: Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

Ⅲ 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付することができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付することができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

Ⅳ 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

25. 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における
授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合

(2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

学 生 生 活

学 生 生 活

主に、昼間コース生の学生は学生支援室（法学部・経済学部）、夜間主コースの学生は東千田地区支援室が担当窓口となります。

1. 掲示及び連絡方法等について

大学から学生の皆さんへの伝達事項は、「My もみじ」及び学部の掲示板に掲示しますので、一日一度は必ず両方の掲示板を確認するよう心掛けてください。掲示を見なかったために思いもかけぬ不利益を生ずることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんに既に周知しているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できない時は、友人等に依頼しておくなどの方法により遺漏のないようにしてください。

また、教養教育科目の授業を受講している場合は、昼間コースについては総合科学部、夜間主コースについては東千田地区の各掲示板、他学部の授業を受講している人は当該学部の掲示板にも十分注意してください。

学生が本学部の掲示板を利用したい場合は、あらかじめ学生支援室に申し出てください。許可を得たのち、「学生用掲示板」を利用することができます。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

＊掲示板の位置は、建物平面図を参照してください。

2. 学生証及び住所等変更届について

（1）学生証

学生証は常に携帯し、証明書の受領時等職員の要求があれば提示してください。また、試験の際は学生証を必ず携行し、教員の指示により机上の見えやすいところに置いてください。

学生証の有効期間は修業年限(4年)の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は発行の日から当該年度の末日までです。有効期限を経過した学生証は速やかに学生支援室へ返却してください。

学生証の更新を要する場合又は学生証を紛失又は汚損したときは「学生証再発行願」を学生支援室に提出し学生証の交付を受けてください。

（2）住所等変更届

年度途中に住居、電話番号等の連絡先を変更した時は、その都度提出してください。提出されていない場合は緊急時の連絡ができません。そのために不利益を被っても責任は負いません。実家等の連絡先が変更となった場合も提出が必要です。

3. 各種願出・届出について

(注) 1. 下記の諸願・届の用紙は、学生支援室に設置しています。

2. 証明書等受領の際は学生証が必要です。

3. 証明書自動発行機は、各学部の学生支援室等に設置しています(詳しくは「学生生活の手引」を参照してください)。

区 分	提 出 期 限	備 考
既 修 得 単 位 認 定 願	入学時 (別途掲示による)	
単 位 認 定 申 請 書	その都度 (別途掲示による)	ハンドブック(教養 42～43)を参照
休 学 願	その都度	
退 学 願	〃	
留 学 願	〃	
欠 席 届	〃	教養教育科目(2週間以上) 事由を証明する書類を添付
主専攻プログラム希望調査票 (昼間コースのみ)	1 年次 10 月中旬予定	詳細は掲示による
主専攻プログラム登録申込書 (昼間コースのみ)	1 年次 2 月下旬	詳細は掲示による
転 学 部 願 (主専攻プログラム変更願含む)	2 月上旬	詳細は掲示による
転 コ ー ス 願 (主専攻プログラム変更願含む)	10 月初旬	詳細は掲示による
主専攻プログラム変更願 (法学部昼間コース内の変更に限る)	2 年次以降 (提出期限は別途定める)	詳細は掲示による
改 姓 届	その都度	戸籍抄本を添付
卒 業 見 込 証 明 書	〃	証明書自動発行機により発行(4 年次～)
学 業 成 績 証 明 書	〃	証明書自動発行機により発行
健 康 診 断 書 証 明 書	〃	証明書自動発行機により発行 (定期健康診断を受診した者のみ)
調 査 書 (編入学, 大学院受験用)	〃	原則として3日後(休日除く)に交付
住 所 等 変 更 届	〃	住所等を変更したら速やかに提出
授 業 料 免 除 願	願書交付 前期 1 月下旬～ 後期 7 月中旬～	受付場所:教育・国際室 学生生活支援グループ (学生プラザ3F)(詳細は掲示による)
日本学生支援機構奨学生 (旧日本育英会奨学生)	願書交付 4 月初旬 受 付 4 月下旬	受付場所:教育・国際室 学生生活支援グループ (学生プラザ3F)(詳細は掲示による)
地方育英団体奨学生	その都度	受付場所:教育・国際室 学生生活支援グループ (学生プラザ3F)(詳細は掲示による)

(次頁に続く)

区 分	提 出 期 限	備 考
学 生 証 再 発 行 願	その都度	再発行手数料 2,000 円(平成 26 年度現在)
学生旅客運賃割引証	〃	証明書自動発行機により発行 (JRは年間 20 枚まで発行可能) フェリーは所属する学生支援室窓口にて申請
通 学 証 明 書	〃	JR、バス等の定期乗車券を購入する際必要 (1年次生は総合科学部学生支援室窓口にて申請)
在 学 証 明 書	〃	証明書自動発行機により発行
推 薦 状 (就 職 用)	〃	必要な際は指導教員に依頼
学生健保医療費請求	毎月 5 日	「診療報酬証明書」を教育・国際室学生生活支援グループ(学生プラザ3F)へ提出(「診療報酬証明書」は学生支援室でも配付)通帳又はキャッシュカードを提示
学生教育研究災害傷害保険 学生教育研究賠償責任保険	その都度	受付場所:教育・国際室学生生活支援グループ (学生プラザ3F)(詳細は掲示による)
学 生 団 体 結 成 届	〃	詳細はもみじに掲載
施設(講義室)使用願	〃	3 日前までに申込み(休日除く)
構 内 駐 車 証	〃	交通安全講習会受講が交付の条件

4. 通学方法について

近年広島大学の学生の事故が多発(被害・加害とも)しています。死亡・負傷等により大学生活に支障を来しているケースが多くあります。事故発生の状況や駐車場スペースの問題もあり、通学は公共交通機関を利用するようにしてください。

東広島キャンパスでは、やむを得ない事情により自動車を利用して通学する際は「構内駐車証」の交付を受ける必要があります。(自動二輪車・原動機付自転車については、交付していません。)毎年4月に開催される交通安全講習会を受講していないと交付されませんので、交付を希望する学生は必ず受講してください。

また、東千田キャンパスでは、自動車での通学は認められておりません。ただし、身体的な理由により自動車による通学が必要な場合は東千田地区支援室に相談してください。

なお、駐車・駐輪する際は、指定の場所に置き、他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用スペースには絶対に駐車しないでください。

5. 交通事故防止について

自動車、バイク等を運転する時はもちろんのこと、歩行中に被害にあうケースもあります。公道及び大学構内でも交通法規・交通道徳を遵守するとともに、安全には十分注意し、交通事故防止を心掛けてください。

なお、大学構内といえどもノーヘルメット、原動機付自転車への複数乗車、ノーシートベルト、制限速度 20km の速度オーバー等も道路交通法によって取締りを受ける対象となります。交通事故防止のため絶対に行わないようにしてください。

万一、事故を起こした場合は、「事件・事故発生時の対応マニュアル」(P. 生活 6)を見て対処してください。

6. 講義室等の使用について

(1) 講義室・演習室等の使用

本学部の学生が勉強会、集会等の目的で、本学部の講義室・演習室等の施設を使用したい時は、東広島地区の施設の使用は学生支援室（法学部・経済学部）、東千田地区の施設の使用は東千田地区支援室へ使用する 3 日前（休日は除く） までに使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

また、使用後は火気の点検、整理、清掃、戸締まり及び消灯を必ず行ってください。

(2) 学生控室（東広島地区）の利用

学生は 8 時 30 分～17 時 15 分の間自由に使用できます。個人的な学習や小人数による打合せ等に利用してください。

なお、室内に設置しているロッカーは 1 日限り（8 時 30 分～17 時 15 分）の使用となります。他人の迷惑とならないように使用のルールを守り、個人が占有することがないようにしてください。

7. 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに学生支援室に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」（東広島地区は学生支援室内、東千田地区は証明書自動発行機前に設置）に展示しますので、該当するものがあれば学生支援室に申し出てください。

(2) 拾得物

本学部建物内及び周辺での拾得物は、直ちに学生支援室に届け出てください。また、大学構内での拾得物は最寄りの学部等の学生支援室等へ届け出てください。

8. 防犯等への注意

近年本学の学生が、盗難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わない為に、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど十分な注意が必要です。万一被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、学生支援室に連絡してください。

9. 「広島法学」の配付

広島大学法学会に加入している学生には、年 4 回発行される標記の「広島法学」（法学会機関紙）が配付されます。配付は掲示等により通知しますので、通知があり次第速やかに受け取ってください。

10. 法学部・経済学部資料室利用の手引き

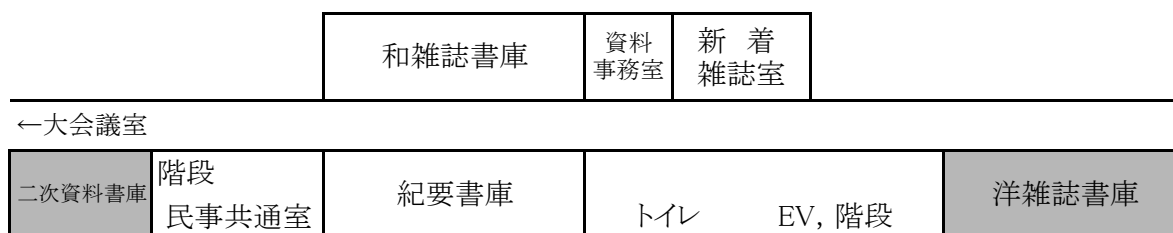
開室日および時間	月～金曜日(除祝日)	9:00 ～ 19:00
	(休業期)	9:00 ～ 17:00
	土曜日(授業期のみ)	11:00 ～ 17:00

一時貸出

- (1) 一時貸出の際は、学生証を提示すること。
- (2) 一時貸出しできる冊数は、次のとおりとする。ただし、学外への持出しを禁ずる。

製本済のもの	5冊以内
未製本のもの	
最新号	

資料室配置図(法学部・経済学部3階)

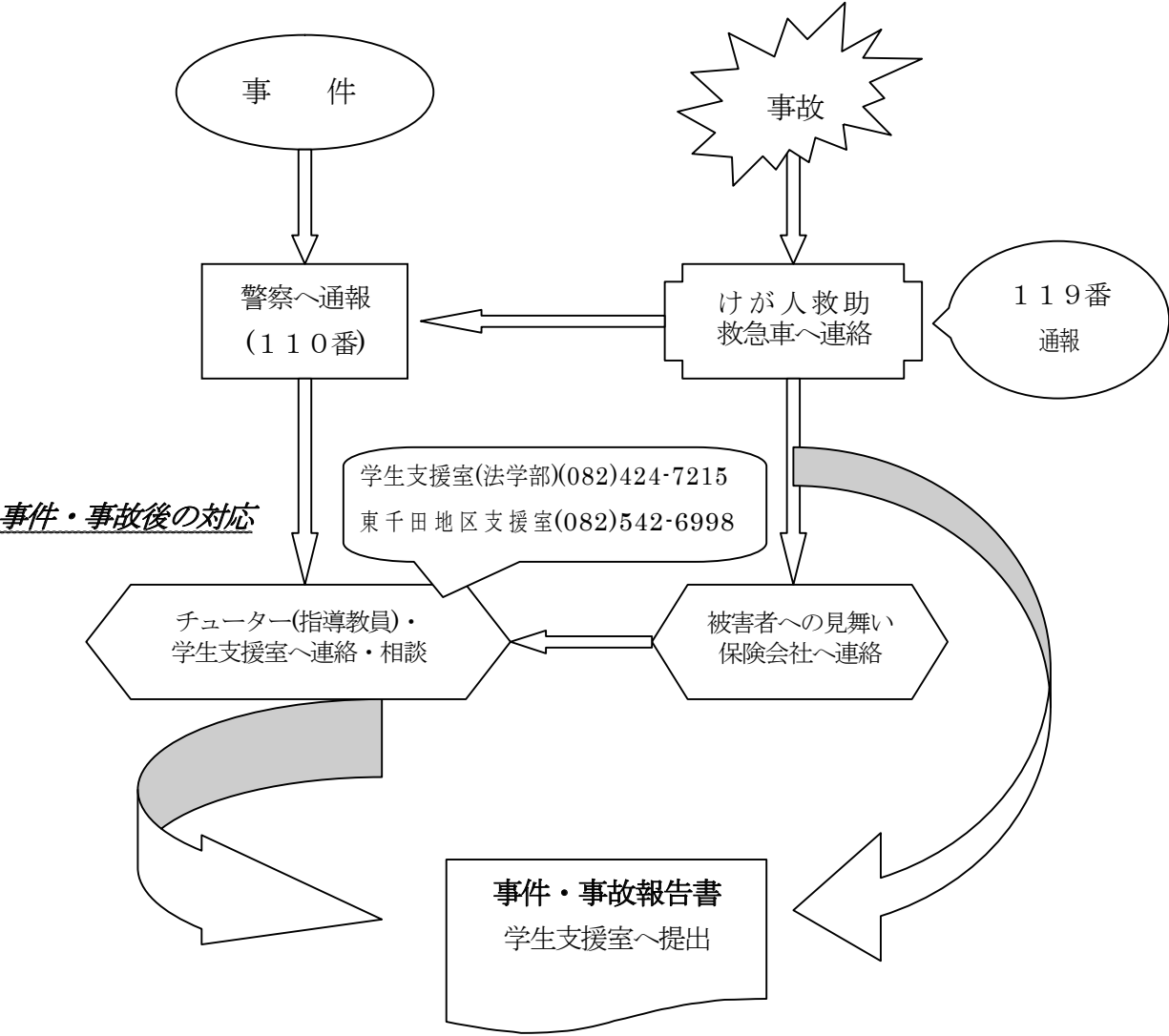


の部屋に入室するには鍵が必要。
(資料事務室に学生証を預けて鍵を受け取ること。)

11. 事件・事故発生時の対応について

事件・事故発生時の対応マニュアル

事件・事故が起きたら



チューター(指導教員) 氏 名	連 絡 先
	(TEL) _____

※ チューター（指導教員）は、各自で記入してください。